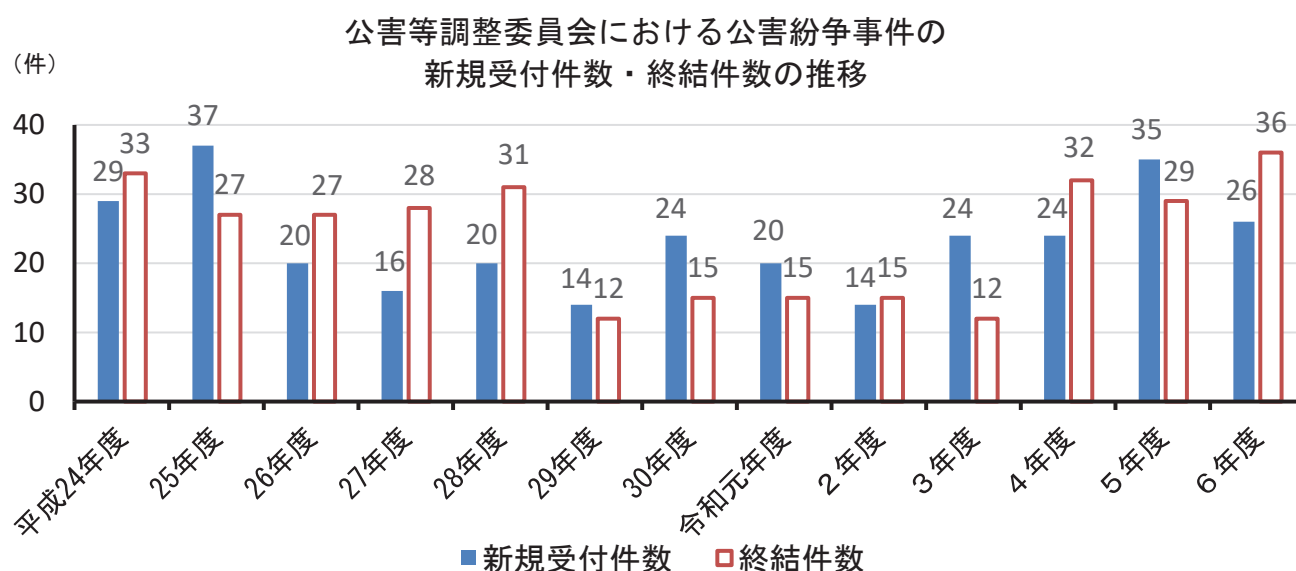


令和6年度公害等調整委員会年次報告 概要

公害紛争の処理状況

令和6年度	【係属】 72件	〔うち【繰越し】 46件 【新規受付】 26件〕	【終結】 36件
うち裁定事件	【係属】 68件	〔うち【繰越し】 43件 【新規受付】 25件〕	【終結】 33件



近年の特徴

① 都市型・生活環境型の公害紛争

工場・飲食店等の事業施設の運営や老朽建物の建替え・宅地造成工事等に起因して、人口・住宅が密集している都市部での騒音、悪臭、振動など身近な生活環境被害を訴える事件が目立つ。

② 騒音をめぐる事件の割合が高い

令和6年度に係属した事件のうち、騒音をめぐる事件の割合が最も高く約6割

③ 裁定事件の割合が高い

令和6年度に係属した事件のうち、裁定事件の占める割合は約9割。裁定申請がなされた事件であっても、審理の過程で相当と認められる場合には、職権調停の活用を図っている。

令和6年度公害等調整委員会年次報告 概要

係属中の事件例 さいたま市における工場からの騒音被害責任裁定申請事件

【申請人】 : 埼玉県さいたま市の住民1人

※ その後、本件工場の近隣住民23人から同一原因による被害を主張する参加の申立てがあった。

【被申請人】 : スクラップ加工工場経営会社

【申請理由】 :

- 被申請人が本件工場で、荷下ろし作業等による金属スクラップの落下時の衝撃音や重機の稼働音等を発生させたことによって、申請人は昼間に絶え間なく騒音被害を受け、本件工場終業後も騒音感が残り、夜は眠れず、精神的苦痛を受けた。

【裁定を求める事項】 : 損害賠償金504万6000円の支払

【事件の処理経過】 :

裁定委員会を設け、専門委員1人を選任したほか、現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

終結した事件例 名古屋市における鉄くず等搬入・搬出作業に伴う騒音被害原因裁定申請事件

【申請人】 : 各種機械器具製造販売会社

【被申請人】 : 金属リサイクル会社

【申請理由】 :

- 被申請人が本社兼工場で、鉄くず等を搬入・搬出する際に騒音を発生、拡散させたことによって、申請人は日々の業務や会議、商談の実施において、会話が聞き取れず、会議室や会議時間の変更を余儀なくされる等の被害が生じた。

【裁定を求める事項】 : 申請人が会議室や会議時間の変更を余儀なくされる等の被害と、被申請人が本社兼工場で鉄くず等を搬入・搬出する際に騒音を発生、拡散させたこととの間の因果関係の判断

【事件の処理経過】 :

- 裁定委員会を設け、専門委員1人を選任したほか、現地調査等を実施
- 職権で調停に付し、30日以上を期間を定めて当事者双方に対し騒音低減策などを内容とする調停案を提示して受諾を勧告したところ、指定した期日までに当事者双方から受諾しない旨の申出がなかったことから、当事者間に同調停案と同一の内容の合意が成立したものとみなされ、本事件は終結

令和6年度公害等調整委員会年次報告 概要

都道府県・市区町村の処理状況

- ① 都道府県公害審査会等による公害紛争の処理状況
令和6年度 【係属】 81件〔うち【繰越し】 47件〕【終結】 38件
【新規受付】 34件
- ② 都道府県・市区町村による公害苦情の対応状況
令和5年度の全国の公害苦情の新規受付件数は約6万9千件
- ③ 都道府県・市区町村への支援
公害紛争処理連絡協議会、公害紛争処理関係ブロック会議、公害苦情相談員等ブロック会議等において情報交換・意見交換を実施

土地利用の調整の処理状況

- ① 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定
令和6年度 【係属】 1件〔うち【繰越し】 0件〕【終結】 0件
【新規受付】 1件
- ② 土地収用法に基づく審査請求に関する意見照会への回答
令和6年度 【係属】 110件〔うち【繰越し】 107件※〕【終結】 108件※
【新規受付】 3件

※ 同一事案についての105件を含む。

係属中の事件 香川県小豆郡土庄町小部地内の 岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件

- 【申請人】：採石業者
【処分庁】：香川県知事
【原処分】：処分庁は、申請人からなされた岩石採取計画認可申請に対し、岩石採取の権原等に関する書面の不備などを理由に不認可処分を実施
【事件の概要】：申請人は、原処分は違法なものであるとして申請
【事件の処理経過】：裁定委員会を設け、手続を進めている。

【参考】 公害等調整委員会の概要

1 性格

総務省の外局として設置され、独立して準司法的な権限を行使する行政委員会

※ 国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条の規定に基づき設置

2 委員構成

・ 委員長1名、委員6名 両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命

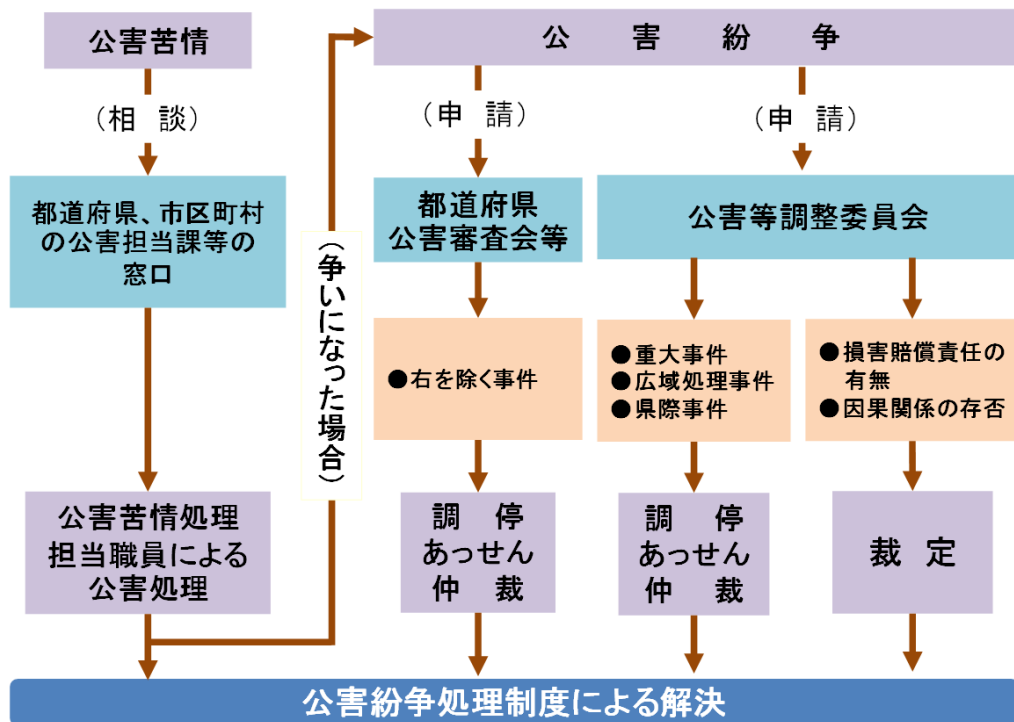
・ 事件ごとに裁定委員会等を設け、解決に当たる。

※ 裁定委員会は3名又は5名、調停委員会は3名の委員で構成

3 任務

(1) 公害紛争処理

裁定や調停などによって、個別の公害紛争事件の解決を図る。



ア 裁定

<責任裁定>

損害賠償責任の有無及び賠償額について法律判断を行う手続

<原因裁定>

加害行為と被害との因果関係の存否について法律判断を行う手続

イ 調停

調停案を提示するなど、双方の互譲による合意を促して、紛争の解決を図る手続

【公害の定義】

事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる①大気汚染、②水質汚濁、③土壌汚染、④騒音、⑤振動、⑥地盤の沈下及び⑦悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること

(2) 土地利用調整

ア 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定

イ 土地収用法に基づく審査請求に関する意見照会への回答等

○ 年次報告は、公害等調整委員会設置法（昭和47年法律第52号）第17条の規定に基づき、毎年、国会に対し所掌事務の処理状況を報告するもの